

# 転入するとき

転入が確定しましたら、お早めに第十四中学校へご連絡ください。  
電話：06-6848-6403

## 豊中市外からの転入

お住まいの市町村役所で住民異動の届出

在籍校で転学手続きをします。「在学証明書」、「教科書給与証明書」の発行を受けます。

引越完了後、豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の手続きをします。

「転入学通知書」が発行されます。

第十四中学校で転入手続きをします。以下の書類をお持ちください。

- ・豊中市役所で発行された「転入学通知書」
- ・転入前学校で発行された「在学証明書」と「教科書給与証明書」

## 豊中市内からの転入

「転学通知書」、「転入学通知書」が発行されます。

在籍校に「転学通知書」を提出し、転学手続きをします。「在学証明書」、「教科書給与証明書」の発行を受けます。

### 留意点

#### <教科書について>

転入前学校が豊中市と同じ教科書を使用している場合、教科書は継続使用します。廃棄しないでください。異なる教科書のみ本校で無償給与します。

#### <市役所での手続きについて>

市外への転出手続きについては、マイナポータルの利用や郵送により、市役所への来庁を省略できますが(海外転出の場合はマイナポータルは利用不可)、転入や市内転居については、市役所への来庁が必要です。